

平成2年
7月25日

第60号

発行 守谷町議会
編集 守谷町議会事務局
TEL (0297)45-1111(内56)
茨城県北相馬郡守谷町
大字守谷甲631-1

もりやまち

議会だより

もくじ

- ①ページ 議決内容
- ②ページ 一般質問
- ③ページ 研修報告ほか
- ④ページ



夏祭り(北園保育所)

名誉町民条例など可決

第2回定例会開かれる

平成二年第二回定例会が、去る六月十三日から二十一日まで、九日間の会期で開かれました。
今回の定例会には、守谷町名誉町民条例をはじめとする町長提出議案一二件と議員提出議案三件が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

議決内容

●報告
○平成元年度守谷町土地開発公社決算等

土地開発公社の平成元年度の決算と事業が報告されました。

○平成二年度守谷町土地開発公社事業計画等

土地開発公社の平成二年度の事業計画及び予算が報告されました。

●負担金納入
○県営土地改良事業に伴う負担金の納入

守谷町外一市一ヶ村土地改良区域内において、県営湛水防除事業が平成二年度から平成七年度までの継続事業で実施されるに当たり、その経費の一部として二億七千七百五十万円を当町が負担するものです。

●条例の制定

○守谷町名誉町民条例
社会の進歩に著しい功績があった者に対し、その功績と栄誉を称え、「名誉町民」の称号を贈って顕彰するものです。

○守谷町町民栄誉表彰条例
各般にわたり町民の模範と認められる者に「町民栄誉賞」を贈り、町民の称賛の意をあらわすとともに、町民意識の高揚に資するものです。

○守谷町表彰条例

町民の模範と認められる行為があった者並びに町の政治、経済、社会、文化その他各般にわたり町政の発展に寄与した者を表彰し、町の自治振興の促進を図るものです。

○守谷町部設置条例
人口の増加、行政需要の複雑、多様化に対応するため、総務部、財政部、民生経済部、都市整備部の四部を設置し、効率的な行政運営を図るものです。(平成二年十一月一日施行)

●補正予算

○一般会計補正予算
歳入歳出それぞれ六千二百七十三万六千円の増額補正と債務負担行為の変更で、補正後の予算額は九十七億一千二百五十三万二千円となりました。

主な内容は、自転車等放置整理区域標示板設置工事費、百周年記念事業守谷音頭ハッピー代、交通安全標識設置工事費、公園費、愛宕中学校プレハブ教室用空調機リース代、新守谷駅ステーションライブラリー事業費、庁舎建設基金利子積立金、開発行為に伴う寄付金など。

●町道廃止・認定

○みずき野八丁目地内道路の工事完了に伴い、一路線を再編成のために廃止し、新たに一二路線の認定を行いました。

○清水及び大柏地内において緊急地方道路としての整備が行われたため、路線の組み替えをするもので、三路線を廃止し、新たに五路線を認定しました。

○南守谷駅東口における駅前通りの整備完了に伴い、新たに三路線を町道として認定しました。

●工事請負契約

○庁舎公用車庫庫新築工事
工事の主な内容は、新庁舎敷地内にバス車庫、トラック車庫、公用車庫の三棟を建築するものです。
契約金額二億六千七百一十八千五百円

契約相手方〓松丸工業(株)
工期〓平成二年十月十五日

●意見書

○看護婦不足解消のための緊急対策についての意見書
○国民の医療を守り拡充するための意見書
○米の市場開放阻止に関する意見書

臨時会

平成二年第三回臨時会が去る五月二十一日に開かれました。議決内容は次のとおりです。

●専決処分事項の承認

○地域振興基金条例の制定
福祉活動の促進、快適な生活環境の形成のため、基金を設置しました。

○元年度一般会計補正予算
地域振興基金条例の制定とともに、地方交付税三千二百万円を基金費として積み立てました。

補正後の予算額は、九十五億二千四百二十七万五千円となりました。

○税条例の一部改正

個人住民税の所得割及び均等割の非課税限度額の引き上げ、みなし法人課税のみなし法人税率等が改正されました。

●報告

○元年度繰越明許費
元年度事業の守谷沼整備事業修繕施設工事が、軟弱地盤等の理由により工事が遅れたため、事業費三千四百七十一万三千円のうち、一千五百五十二万八千円を翌年度に繰り越すものです。

○元年度工業団地事業会計継続費の繰越
工業団地造成工事の元年

度事業費十五億三千八百十二万五千円のうち、七十七万三千二百円を翌年度に繰り越すものです。

●条例の改正

○町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例
国家公務員の旅費に関する法律の一部改正に伴い、町長、助役、収入役の公務出張時の旅費を改正するものです。

○町職員の旅費に関する条例
国家公務員の旅費に関する法律の一部改正に伴い、町職員の出張時の旅費を改正するものです。

●工事請負契約

○庁舎外構工事第一工区
(敷地の舗装工事及び排水工事)
契約金額〓五千八百五十万四千円

契約相手方〓太隆建設(株)
工期〓平成二年十月十五日

○庁舎外構工事第二工区
(駐車場の整備工事及び排水工事)
契約金額〓三千九百九十六万四千円

契約相手方〓中田・大塚・昭栄JV
工期〓平成二年十月十五日

○庁舎外構工事第三工区
(駐車場の整備工事及び排水工事)
契約金額〓四千四百四十一万三千六百円

契約相手方〓鮎川・新生・皆川JV
工期〓平成二年十月十五日

○庁舎自家用発電機設置工事(非常用自家発電設備及び蓄電池設備設置工事)
契約金額〓三千二百九十六万円

契約相手方〓新生・日電・文道・山野井JV
工期〓平成二年十月十五日

一般質問

六月定例会における一般質問は、十九日、二十日の二日間にわたって行われました。その要旨をお伝えします。

なお、寺田 達議員から町長の政治姿勢について一般質問の通告がありましたが、町長が病氣療養のため会議を欠席することになり、急遽質問を取りやめました。

常総広域組合事業について問う

浅野 進議員

浅野議員 常総運動公園の当初計画において体育館の建設が約束されているわけだが、いまだに建設されていない。以前には環境センターからの油流出問題があり、さらにはゴミの搬入車による道路の傷みや通学児童の危険性が高まるなど、諸々の問題がある。これら地元のデメリットを踏まえて常総運動公園への体育館の建設、さらにはゴミ焼却炉の余熱を利用した温水プールの早期実現に向けて努力していただきたい。

助役 常総広域組合議会において特別委員会を設置し、体育館や温水プールなど環境センター関連施設の調査をしていくとのことである。また、広域組合の本年度予算には、環境センター関連施設調査委託料として一千万円計上されている。町としてもこれらの施設の実現のため努力していきたい。

農地対策について問う

西巻 健治議員

西巻議員 南北両団地等の市街化区域内の農地については、適切な肥培管理がされていると農地課税が行われているとのことだが、その判定基準は非常に難しいと思う。そこで以前に学識経験者を含めた第三者による調査機関の設置を提案したところであるが、その後の経過を伺いたい。

税務課長 現在、年二回、農業委員会と税務課の職員が合同で農地の現況調査を行っており、今のところ、これに対応できると考えている。

西巻議員 南北両団地に完

全に人口が張り付いた時、現在の公園緑地だけで十分なのか疑問である。そこで、農地は緑地やオープンスペースとして都市公園的な役割を果たすので、団地内に市民農園区域を指定し、整備していく必要があると思う。すでに北団地では貸農園を開設しているとのことだが、南団地にも周辺住民が身近に利用できる貸農園の整備をお願いしたい。

産業経済課長 現在、北団地内に「土に親しむ農園」として一区画一八平方メートル、八十四区画の貸農園を設置し、町内全域から入



北団地内の「土に親しむ農園」

園者を募集しているが、今のところ募集人員に満たない状況である。今後入園希望者が増え、農園が足りなくなってきた時点で、南団地については検討したい。

古紙のリサイクル

西巻議員 近年、ゴミの増加は非常に激しいものがあり、環境問題としてリサイクルを考えていく必要があると思う。そこでリサイクルのための分別収集の必要性を住民に理解していただくひとつの手立てとして、子供会が行っている古紙回収に対して町が助成をするなど、てこ入れをしたらどうか。

保険衛生課長 リサイクルには分別収集の徹底が必要であるので、本年度から常総広域圏内自治体の担当者によるプロジェクトチームを結成し、その中で検討したい。

集会所の整備

西巻議員 集会所は、地域住民の連帯やコミュニケーションを図るうえで重要なものであるが、地元住民の負担だけで集会所を建てることは最近の地下高騰などからも不可能である。そこで集会所の建設に対する融資制度を検討していただきたい。

た。教育長 各町内会の集会所をすべて町の負担で建てるのは困難であるが、融資制度については検討したい。

西巻議員 第一松ヶ丘の集会所は町有地内に建てられているので、これを地区公民館として町の負担により、民館として町の負担により建て替えることが可能かどうか伺いたい。

教育長 公園の中なので建て替えることができるかどうか、さらに地区公民館としての適正規模が確保できるかどうか検討したい。

庁舎跡地利用計画について問う

吉田 実議員

吉田議員 現庁舎の跡地に保健センターと役場支所及び集会所施設を併設するとのことであるが、町の重点事業である跡地利用についてはしっかりと体制で臨んでいただきたい。

助役 跡地利用担当の参事が病氣療養中のため、庁舎建設担当職員で十分対応するとともに、総務課全職員が一致協力して進めていきたい。

吉田議員 現庁舎の敷地面積はどのくらいあるのか。

また、役場入口隣にある旧銀行跡地について庁舎敷地と併せて利用できればと思うが、今までに賃貸や買収の交渉などを行った経緯があるのか伺いたい。

総務課参事 敷地面積は本庁舎側が三、八八〇平方メートル、分庁舎側が八二一平方メートルであるが、分庁舎敷地の一部を守谷町外一市一ヶ村土地改良区の事務所敷地として一九八平方メートル貸してあるので、総面積は四、四九二平方メートルである。

また、旧銀行跡地については何らかの賃貸の交渉を行っているが、所有者が利用する計画があるというところで、現状の敷地のまま利用することになると思う。

吉田議員 保健センターと役場支所については、どの程度の規模を考えているのか。

また、障害者福祉センターも建設されるようだが、どのようなものを考えているのか伺いたい。

総務課参事 役場支所は、保健センターの一階部分に併設する予定で、住民課及び税務課で行っている諸証明の交付及び出納室で行っており、保健センター建設中は現在建設等が入っている分庁舎を利用した支所を暫定的に開設して対応したいと考えている。

保険衛生課長 保健センターは、鉄筋コンクリート二階建てを予定しており、保健指導部門、健康増進指導部門、検診部門の設置を考えている。

福祉課長 障害者福祉センターは、当初保健センターの中へ併設する予定で計画していたが、保健センターの建築面積等を考えた場合非常に難しいというところで、現在分庁舎が建てられている敷地への建設、あるいは教育厚生委員会の中で提案された緑の多い地域への建設ということを踏まえた中で今後検討をしたい。

吉田議員 跡地利用計画の今後のスケジュールを伺いたい。

総務課参事 本年度に建築設計を行い、平成三年度に工事発注をする予定である。

立体交差計画

吉田議員 都市計画道路郷州・戸頭線と国道二九四号線及び常総線が近距離で交差する愛宕地内交差点の立体交差計画について、進捗状況を伺いたい。

都市計画課長 愛宕地内交差点の立体化について、県との協議の中では昨年中に地元説明会を開催したいと

農業政策について問う

佐藤 弘子議員

佐藤議員 日本の農業並びに国民の食糧と命を守るため、町として米輸入自由化阻止を表明し、国に対する働きかけをお願いしたい。

助役 米の輸入問題については、現在国の段階で検討されており、その推移を見守り、必要ならば対応したい。

内部干渉

佐藤議員 先般、茨城県警が真壁町の議員報酬の明細を議会事務局を通して入手した事件があった。このようなことが他の自治体においても行われていると噂されているが、当町においてはどうか。

議会事務局 当町においては、そのようなことはない。

佐藤議員 以前、当町の派出所の警察官が、一般質問の通告内容を事前に調査したとのことだが、一般質問の内容は後日広報されるものであり、なぜ事前にその内容を必要とするのか疑問である。個人のプライバシーにかかわる問題でもあり、今後は厳重に抗議していただきたい。

助役 警察であつてもどこであつても公表すべきであると考えている。

暴走族対策

佐藤議員 最近ふれあい道路を中心に深夜の暴走行為が繰り返され、周辺住民が非常に困っている。暴走族問題の解決のため積極的な対策を講じていただきたい。

助役 まず、暴走行為に参加しないよう指導教育が必要であり、交通安全協会、防犯協会等、関係機関の指導をお願い未然防止を図りたい。さらに、警察においても強力に取締りをしていただくとともに、広報活動を十分行い、町ぐるみで暴走

公民館建設

佐藤議員 南団地内に公民館を建設する予定があると伺っているが、建設の時期はいつごろになるのか。

教育長 県の補助や町の財政も関係してくる。今後各課と調整し、公団とも折衝して決めるわけであり、はっきりした時期についてはわからない。

ごみ問題を学校教育の中に

栗橋 義三議員

栗橋議員 現在当町では年四回空き缶拾いを行っているが、拾うばかりではなくゴミの正しい捨て方やリサイクルについての教育が必要であり、学校においてもゴミに関する教育をしていただきたい。

教育長 先日の区長会において、空き缶の捨て方や回収について学校でも十分指導するようにとの意見が出され、早速校長会を開き、そのような指導を強めていくことになっている。

栗橋議員 ゴミ問題を解決するには、ゴミを出す側の減量努力とともに、集める側における分別収集のシステムづくりが必要である。

そこで、当町において他の広域関係市町村の手本となるような分別収集システムを考えていただきたい。

また、荖崎町では、ゴミを出す場合に無公害フィルム製の袋を使用し、その袋に名前を明記することによって、ゴミの分別に効果をあげているとのことだが、

ごみの処理能力について問う

椎名 七生議員

椎名議員 粗大ゴミについては、新しい粗大ゴミ処理施設が完成するまでの間、白寿荘の裏側の土地を借りて集積しておき、同施設の完成後、順次処理する計画で進められてきたと思う。しかし、実際に新しい施設が稼働したにもかかわらず、燃えないゴミまでが蓄積されている状況であり、新しい施設は現在のゴミ量に対応できる処理能力がないのではないのか。

保険衛生課長 この度のゴミ焼却施設と不燃性粗大ゴミ施設の建て替えに伴い、不燃物及び粗大ゴミの置場が狭くなり、ゴミ搬入車が一台ずつしか降ろせなくなつた。さらに不燃物と粗大ゴミを一緒に収集している市町村もあり、その分別に時間を要し、搬入車が長時間またさるようになってしまった。

また、水曜日に不燃物及び粗大ゴミを収集する市町

道路行政について問う

大久保 進議員

大久保(進)議員 工業団地が完成し、企業が操業を開始すると非常に交通量が増え、また環境センターのゴミ搬入車も工業団地内を通ることになる。さらに新庁舎の完成ともあいまって、工業団地周辺の道路は大変な混雑が予想されるが、その対応は大丈夫か。

また、工業団地の企業がフルに操業した場合、車の出入りはどのくらいになるのか。

大久保(進)議員 北団地内の都市計画道路北守谷・板戸井線において第一病院前の中央分離帯が取り払われ、出入口の歩道が切り下げられたが、この中央分離帯の取り外しや歩道の切り下げは申請をすれば可能なのか。

建設課長 当道路には並行してサービス道路が設置されており、歩道の切り下げは認めないことになっているが、病院ということでは公共性が高いため認めなければならぬ。

建設課長 県では、県道藤代・板戸井・岩井線の大木から西板戸井地先の拡幅工事を計画しており、この道路改良と併せて滝下橋の掛け替え、あるいは改築を行うよう要望していきたい。



掛け替えが望まれる滝下橋

工業団地について問う

松本 明子議員

松本議員 平成二年度の予算にアサヒビール(株)の固定資産税が計上されているというので、三月の定例議会において質疑をしたわけであるが、アサヒビール(株)の固定資産税については、建設課長、固定資産税には、土地、家屋、償却資産の三

つの課税客体があるが、従前の土地については土地登記簿、または土地補完課税台帳に所有者として登記、または登録されていないければ課税できない。また、家屋、償却資産については建設及び設置が完了し、事業用に供された時点で課税の対象になるというので、現段階での課税はできない。

松本議員 アサヒビール(株)が建設を行っている土地は仮契約の段階であるため、まだ町有地である。そこで、地方財政法には地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならないという条項があるので、町有地を使用しているアサヒビール(株)から使用料をいただいたらどうか。

企画開発課長 使用料については、現在アサヒビール(株)本社との話し合いを行っている。非常によい形ですすんでいる。

松本議員 アサヒビール(株)に譲渡する土地の面積については、今まで四二万三、〇〇〇平方メートルというので説明をされており、協定書の中にもそのように記載されているが、現時点での面積はどのくらいになっているのか伺いたい。

企画開発課長 仮契約の段階では四二万三、〇〇〇平方メートルで契約しているが、換地予定区域部分の面積については、平成元年七月に再計算をしており、その中で鉄塔用地、道路関係等の精算をした結果、現時点では四二万三、七二二平方メートルである。

松本議員 アサヒビール(株)への給水単価については水道事業運営協議会の中では、表流水がトンあたり二百八十円、地下水については六十円で進めていくとのことであったが、その後の経過を伺いたい。

水道事務所長 給水単価については、表流水はあくまでも暫定給水ということで臨時給水の料金で考えており、地下水については県南、県西の工業用水から受水する単価並の料金をいただく考えである。

松本議員 アサヒビール(株)には十月から給水を開始することであるが、それまでに料金についての契約ができるのか伺いたい。水道事務所長 使用水量等を確定し、七月中には協定書の締結を行いたいと考えている。

第三次振興計画

松本議員 第三次守谷町振興計画について現在どの程度まで進行しているのか伺いたい。

助役 現在、町の課長補佐クラスで組織する専門部会で検討しているところである。今後は、さらに専門的な立場から検討をすべくコンサルタントに依頼し、本年中には成案にもってきたいと考えている。

ゴルフ場建設問題

松本議員 稲戸井調節池については、六月八日に建設省と懇談会を行い、その中で建設省は本川側の河川敷であればパブリック方式にてゴルフ場の建設を認めるという内容の発言をしたが、これは現在のゴルフ場建設を取り巻く世論に反するものであり、この発言の背景には町の考えが影響しているのではないのか。

助役 ゴルフ場建設問題については、地権者から出されたゴルフ場建設を求める請願が議会において採択されたという経過もあり、建設省に対しゴルフ場の建設についても考えなくてはならないという意思表示はしている。

松本議員 私たちが行ったゴルフ場建設に関するアンケート調査によると、回答をした大半の方が農業等による環境汚染を心配し、町

民の誰もが憩える自然公園的なものを作ってほしいという結果が出ている。そこで、守谷町も飲料水を利用根川から取水しているの、利根川を汚さないという観点に立ってゴルフ場の建設については進めていただきたくない。

助役 稲戸井調節池問題を解決するためには地権者の協力が必要であり、さらに、ゴルフ場の農業汚染の問題等もあるので慎重に対応していきたい。

集会所の利用

松本議員 日本共産党でゴルフ場建設に関するアンケート調査結果の学習会を開催するため、東板戸井集会所の使用申請をしたところ認められなかったが、なぜ認められないのかその根拠を伺いたい。

教育長 東板戸井集会所は地域の社会教育活動の充実発展を図るために作られたものであり、集会所の目的を達するために適当と認められないものについては使用できないということである。

国民健康保険

松本議員 国民健康保険税については、毎年五月に会計を締め、八月に本算定をするわけであるが、五月に会計を締めた段階で国保会計がどのような状態にあるか伺いたい。また、八月に保険税の値上げをしないでいただけるのか伺いたい。

助役 医療費、あるいは老人保健拠出金が昨年度に比較して四〇パーセントも伸びているため対応に苦慮しているわけであるが、国保準備繰入金、あるいは一般会計からの繰入を行い、町民負担の軽減という立場から値上げをしない方向で努力したい。

議員視察研修 駅前再開発事業に 取り組む美濃加茂市

守谷町議会では、去る七月二日、岐阜県美濃加茂市を訪ね、駅前市街地再開発事業並びに駅前通り商店街近代化事業について研修してきました。

守谷町は常磐新線の建設計画が発表されて以来、新線を核とした新しいまちづくりが課題となっており、特に、新線の守谷ターミナル駅周辺を、新しい守谷の中心拠点として魅力に富んだ地区に整備していくことが求められています。このような状況を踏まえ、駅前再開発の先進地であります



整備された美濃太田駅前広場

美濃加茂市の状況を研修してきましたのでご報告いたします。

ふれあいを育む まちづくり

JR美濃太田駅前に広がる市街地は、以前から可成り圏域の政治・経済の中心地として発展してきましたが、近年、急激に伸展する社会・経済に対応できる新しいまちづくりとして「美濃太田駅前市街地再開発事業」「駅前通り街路拡幅と商店

街近代化事業」が進められています。

再開発事業は、昭和四十九年から第一地区（〇・九ヘクタール）に取りかかり、一四年の歳月を費やして昭和六三年にひとまず完了しました。これにより、バス・タクシー乗降場、駐車場、カスケード、噴水等を備えた駅前広場、及び街路が整備され、地下一階地上八階の近代的なシティホテルも完成しました。このホテルは、市が参画している第三セクターにより建設され、経営にも市が関与しています。

また、駅前通り商店街（約五五〇メートル）の拡幅、近代化事業は昭和五十五年から始まり、全く新しい街に生まれ変わっています。この事業を推進するに

請願 陳情

皆さんから出された請願陳情の審査結果をお知らせします。

◆採択 五件

- ◇コメ輸入反対、食糧制度廃止反対に関する請願（大田新田六一三 中村健男氏）
- 日本の農業並びに国民の食糧と健康を守るため、米の輸入を行わず、食糧制度を廃止しないよう、政府への意見書の提出を願うもの。
- ◇公立学校の事務職員の全校配置早期実現を求める請願（竜ヶ崎市川余郷四七四二 染谷茂夫氏ほか九七名）
- 茨城県では公立学校の約

あたって、市では昭和五十四年度に「美濃太田駅前通り商店街近代化基本計画」を策定し、関係者に近代化の提言を行いました。さらに都市計画事業として街路拡幅が実施されることになり、この街路拡幅が近代化への大きな契機となりました。区域内には四つの商店街があり、この商店街ごとに近代化事業が進められてきました。市においても補助金交付要綱を制定し、商業団体が行う共同施設の設置及び修繕等の事業について補助金を交付するなど、積極的な助成を行っています。そして、このような街灯や植栽、星座シリーズのモニュメント、カラー舗装などの新しい感覚を取り入れた、ふれあいを育む街づくりが実現しつつあります。

九パーセントにまだ事務職員が配置されていないため、速やかに全校に配置するよう県議会への働きかけを願うもの。

◇障害児（者）の為のセンター建設についての陳情（守谷甲八六一六 井出恵氏ほか一四八一名）

障害児のリハビリ施設や学校卒業後の授産施設等の建設を願うもの。

◇暴走族追放都市宣言採択に関する陳情（松ヶ丘三一七一一 櫻井文夫氏ほか二二九名）

暴走族追放都市宣言をし、明るい街づくりを願うもの。

◇茨城県内の看護婦充足対策等に関する陳情（水戸市東原三二二一 坂本宏氏）

金のかからない 政治をめざして 公職選挙法改正

や通夜における香典」を除き、すべて処罰の対象となります。例えば町内会が催す祭りや町内全員から寄附を募る場合でも、政治家が寄附をするとは処罰の対象になります。お酒などを差し入れることも禁止されています。政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも同じく処罰の対象となります。また、町内会の役員が、町内の政治家に対して寄附を求めると処罰されることとなります。

金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するために公職選挙法が改正されました（平成二年二月一日施行）。

改正の主な内容は、

- ※ 政治家の寄附禁止及び政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止についての罰則の強化
- ※ 時候のあいさつ状の禁止
- ※ あいさつを目的とする有料広告の禁止
- ※ 後援団体の寄附禁止の強化

政治家が選挙区内の者に對して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償を除く）は、いかなる名義をもつてするものであっても禁止されており、「政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀」「政治家本人が自ら出席する葬式

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

政治家が選挙区内の者に對して暑中見舞状や年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。